

会員各位

第67回 優良従業員表彰のご推薦について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、恒例の優良従業員表彰を11月27日(金)に行いますので、下記、優良従業員表彰規程をご参照の上、推薦書(裏面)を下記の期日までに当商工会議所総務課宛ご提出ください。

敬 具

- 表 彰 日 ・ 場 所 令和8年11月27日(金) 11:00 ~
今治国際ホテル2階クリスタルホール
- 推 薦 書 提 出 期 限 令和8年10月13日(火)まで(期日厳守のこと)
- 推 薦 書 提 出 先 今治商工会議所 総務課
メールにて受付可 form@imabaricci.or.jp
推薦書はHPよりダウンロードしてください。
- 推 薦 範 囲 優良従業員表彰規程による
- 優良従業員表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、今治商工会議所(以下「本商工会議所」という)の会員事業所における優良従業員を表彰し、商工振興を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は次に掲げる各号のいずれかに該当する者に対して、審査の上会頭がこれを行う。

- (1) 同一事業所に25年以上勤続した従業員で、他の模範を認められるもの
 - (2) 前号のほか、業務上有益な発明・考案等、業績の向上に著しく貢献した者
- 2 表彰の対象は役員を除くものとする。

(表彰の方法)

第3条 表彰の方法は表彰状にあわせて記念品を贈呈する。

- 2 表彰に際しては、正副会頭から副賞を贈呈する。
- 3 表彰の推薦事業所は原則として記念品代の半額を負担するものとする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は毎年1回、勤労感謝の日(11月23日)の前後に行う。

(表彰の推薦)

第5条 表彰の推薦は、本商工会議所の別に定める様式により推薦書を提出するものとする。

- 2 被推薦者数は、従業員規模により毎回1事業所当たり、下記のとおりとする。

従業員数	100人未満は	1人
	100人以上300人未満は	2人以内
	300人以上は	3人以内

(表彰の審査)

第6条 表彰の審査は、本商工会議所に設けた審査委員会で行い、次の委員を置く。

委員長	会 頭
副委員長	副 会 頭
委 員	専務理事・部会長

- 2 委員長は必要に応じて、特別に専門委員を委嘱することができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰に必要な事項は審査委員会の承認を得て別に定める。